

入 札 公 告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び野洲市契約規則(平成16年野洲市規則第55号)第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年9月27日

野洲市病院事業
野洲市長 山仲 善彰

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 令和元年度工第34号
- (2) 工 事 名 野洲市民病院整備工事
- (3) 工事場所 滋賀県野洲市小篠原地先
- (4) 工事概要 ○計画建物
- | | | |
|-------|----------------------------|------------------|
| 病 院 | : 17,351.04 m ² | 建築物の類型 (第十号、第2類) |
| 立体駐車場 | : 6,977.94 m ² | 建築物の類型 (第一号、第1類) |
| 連絡通路 | : 148.56 m ² | |
| そ の 他 | : 外構工事など | 一式 |
- (5) 工 期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事(任意着手方式)である。発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は実工期の始期日を任意に設定することができる。
なお、入札参加者は工事着手日通知書を入札執行時に提出し、工事着手日を定めること。
余裕期間内は、主任(監理)技術者及び現場代理人の配置を要しない。
また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。
なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
実工期：工事着手日から660日間
ただし、令和2年3月3日(工事着手期限)までに工事を開始すること。
- (6) 契約条件 令和元年度債務負担行為につき、令和2年度以降に係る支払いは各年4月1日以降とする。
なお、支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。
令和元年度 0%
令和2年度 約25%
令和3年度 約75%
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 事後公表

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次のすべての事項に該当する単独企業で野洲市長の本工事における入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日の時点において、令和元年度の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に「建築一式工事」の登録を受けている者。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建築一式工事につき特定建設業の許可を受けている者。
- (4) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(公告日の前日において有効であるものに限る。)において建築一式工事に係る総合評定値が1,600点以上の者であること。
- (5) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の1)から5)の要件に該当する者でないこと。
 - 1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

- 2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- 3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- 4) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- 5) 銀行取引停止処分がなされている者
- (6) 公告日の前日から起算して前 15 年以内の期間に完成し、引き渡し済みの建築工事であつて、次の(ア)又は(イ)の要件を満たす者とする。ただし、どちらも(ウ)の要件を満たす者とする。

なお、同一の建築物で、(ア)と(ウ)又は(イ)と(ウ)各々の要件を満たす場合の実績は、1つで可とする。

 - (ア) 国内で 160 床以上の病院の新築、増築、改築に係る工事で元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員としての経験は、代表者であった場合に限る。)を有すること。ただし、増築は増築部分が 160 床以上のものとする。
 - (イ) 国内で延べ面積 14,000 m²(1 棟)以上の病院の新築、増築、改築に係る工事で元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員としての経験は、代表者であった場合に限る。)を有すること。ただし、増築は増築部分が 14,000 m²以上のものとする。
 - (ウ) 国内で述べ面積 14,000 m²(1 棟)以上の免震構造を有する建築物の新築、増築、改築に係る工事で元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員としての経験は、代表者であった場合に限る。)を有すること。ただし、増築は増築部分が 14,000 m²以上のものとする。
- (7) 次の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - 1) 1 級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格取得後、公告日において 10 年以上経過していること。
 - 2) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 3) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係)があること。
- (8) 公告日から入札執行日までの間において、野洲市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (11) 野洲市暴力団排除条例第 6 条より、次の(ア)から(カ)の要件に該当するものでないこと。
 - (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 (野洲市役所本館 2 階)
野洲市 総務部 総務課 契約管財担当
電話 077-587-6038(直通)
E-mail : soumu@city.yasu.lg.jp

- (2) 申請書及び資料の提出期間、提出方法及び提出先
 - 1) 提出期間：令和元年9月27日(金)から令和元年10月16日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)
 - 2) 提出方法：申請書等を直接持参すること。その他の方法は認めない。
 - 3) 提出先：上記(1)に同じ。
- (3) 見積りに必要な設計図書等の交付期間及び交付場所
 - 1) 交付期間：令和元年9月27日(金)から令和元年10月16日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)
 - 2) 交付場所：上記(1)に同じ。
 - 3) その他：申請書等を提出後に電子データにより無償で交付する。
なお、交付の際に未使用のCD-R(ケース付き)を持参すること。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和元年11月14日(木)午前10時00分 野洲市総合防災センター 2階研修室(滋賀県野洲市辻町488)にて行う。

4 前金払、中間前金払及び部分払

- (1) 受注者は前金払を請求することができる。前金払の額は、請負代金額の支払年度区分額の40%を超えない範囲とする。
なお、前金払の支払の請求は、工事着手日より前にはできない。
- (2) 受注者は上記(1)による前金払を受けた後、中間前金払を請求することができる。中間前金払の額は、請負代金額の支払年度区分額の20%を超えない範囲とする。
- (3) 受注者は部分払を請求することができる。部分払の額は、当該年度の請負代金相当額の10分の9以内とし、1会計年度につき3回を限度とする。ただし、最初の部分払は請負代金額の支払年度区分額の10分の4以上の出来高を必要とし、2回の部分払の請求は直前の請求日から3月以上経過していなければならない。
- (4) 受注者は上記(2)又は(3)のいずれかを選択することができるが、上記(2)を請求した場合に、上記(3)に示す部分払は、当該年度における出来高部分の額が支払年度区分額に達した場合に、その年度の支払年度区分額の範囲内であることができるものとする。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除する。
 - 2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付すること。
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 配置予定監理技術者の確認
落札決定後、工事实績情報システム(CORINS)等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び資料の提出期限後における申請書の差替えは認められない。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (6) 詳細は入札説明書による。

以上